

## 被保険者に対する特定保健指導における血液検査等検査業務委託要領

### 1 目的

この要領は、被保険者に対する特定保健指導における血液検査等検査業務の委託を実施するにあたって、遵守すべき事項を示すと共に、被保険者に対する特定保健指導における血液検査等検査業務の委託に係る事務を適正に運営することを目的とする。

### 2 受託要件

受託要件は、全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱に基づく健診等の実施機関であることとする。

### 3 対象者

対象者は、以下の①及び②に該当し、生活習慣改善努力の効果測定を希望する被保険者とする。

- ① 全国健康保険協会東京支部（以下「協会東京支部」という。）の保健師等または受託機関が実施する特定保健指導の利用者
- ② ①の特定保健指導において、初回面談から3ヶ月以上経過し、かつ支援計画上の実績評価予定日が経過していない者（途中中断者を除く）

### 4 委託業務の内容

受託機関に委託する業務の内容は、次の(1)及び(2)とする。

#### (1) 検査等

以下の①から③までの全てを実施する。

##### ①計測

身長、体重、BMI、腹囲、血圧

##### ②生化学検査

空腹時血糖（※）、総コレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、GOT（AST）、GPT（ALT）、 $\gamma$ -GTP

※ 空腹時の採血ができない場合には、HbA1c検査を実施する。

##### ③尿検査

尿糖、尿蛋白

- (2) (1)の業務に付随する対象者への通知、管理、報告等の必要な業務

## 5 業務の手順

### (1) 対象者への案内

協会東京支部の保健師等が実施する特定保健指導の利用者については協会東京支部から、協会東京支部の委託により実施する特定保健指導の利用者については当該特定保健指導実施機関から、申込書等を送付する。

### (2) 仮申し込み

受託機関において、当該検査を希望する者から仮申し込みの連絡を受けた場合には、検査日程を調整する。

また、日程が決定した際に、協会東京支部へ申込書を提出するよう案内を行う。

なお、血液検査の実施に当たり、当該検査を希望する者の生活習慣病予防健診等の結果を必要とする場合には、検査日に持参するよう案内すること。

### (3) 本申込み

協会東京支部は、検査希望者からの申込書を受領し、検査希望者が「3. 対象者」の要件を満たしていることを確認の上、検査希望者及び受託機関に検査受付票を送付し、本申込みの受付が完了した旨を連絡する。

### (4) 資格確認

「8 資格確認及び支払基準」のとおり実施する。

### (5) 検査の実施

「4 委託業務の内容」のとおり実施する。

### (6) 検査結果の通知及び報告

受託機関は対象者に対し、受託機関の任意様式で検査結果を通知する。

なお、通知には、検査項目、検査結果及び医師の所見などの項目を表示すること。

また、別添様式2及び3を1ヶ月ごとに取りまとめ、検査実施月の翌月15日までに協会東京支部へ報告する。

※ 送付先誤りや他者の通知の混入等の個人情報漏洩に繋がる事象が発生していることから、通知等を送付する際は、宛先や同封物を複数人で確認する等、事故防止に向けた取組を行うこと。

## 6 期間

契約期間については年度単位（4月～翌年3月まで）を基本とする。

また、あらかじめ契約の自動更新に関して必要な条項を記載した契約書を取り交わしている場合は、契約終了の時から契約期間を1箇年として、自動的に契約を更新することができることとする。

## 7 費用及び請求

### (1) 費用

この検査に係る1人当たり委託料単価は3,000円(税抜)を上限とし、受診者負担は無料とする。

なお、当該委託料単価については、1回の特定保健指導につき、1回に限って協会東京支部が全額を負担する。

### (2) 請求

検査実施月の翌月15日までに、協会支部が指定する様式により請求する。

なお、原則として、振込先口座は、生活習慣病予防健診費用の振込先口座と同一とし、別の振込先口座を希望する場合には協会東京支部と別途協議することとする。

## 8 資格確認及び支払基準

受託機関は、血液検査等検査の利用者の被保険者証を確認し、協会の被保険者であることの確認(以下、「資格確認」という。)を行う。

また、支払い基準は、以下のとおりとする。

- (1) 資格確認を行わずに実施した者が無資格者であった場合は、受託機関の責任・負担とし、受託機関からの請求額は支払わないこととする。
- (2) 協会支部から資格喪失の連絡を受けている利用者に対して実施した場合は、受託機関の責任・負担とし、受託機関からの請求額は支払わないものとする。
- (3) 受託機関において、被保険者証を確認して実施した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合など、明らかに受託機関に責任がない場合は、請求額を受託機関に支払うこととする。
- (4) 受託機関において、契約書で定められた受託業務の内容と異なる業務・請求を行った場合は、受託機関の責任・負担とし、受託機関からの請求額は支払わないこととする。

## 9 報告

受託機関は、費用の請求と併せて、1ヶ月分を取りまとめた別添様式2及び3を協会東京支部へ提出するものとする。

## 10 事故対応

- (1) 受託機関は、受託機関及びその再委託先にて、被保険者に対する特定保健指導における血液検査等検査業務の委託の実施により事故及び損害が生じた際は、その責任及び負担において処理解決にあたることと

する。ただし、協会支部の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(2) 受託機関及び協会支部は、以下のとおり対応を行う。

なお、受託機関は、協会支部から対応を求められた場合には、信義誠実に  
行うこととする。

①事象把握及び初動対応

受託機関は、協会支部に経過、原因、影響範囲等の報告を直ちに行い、  
関係者への対応（加入者、事業主等への説明、謝罪）、原因調査（発生原因  
の深堀り）、事象解消の検討・実施（業務手順見直し、不具合解消、シ  
ステム改修等）の対応方針及び暫定対策について、協会支部と協議のう  
え、決定する。

②再発防止策の実施

受託機関は、対策の具体性、対策の有効性、更なる対策の必要性を考慮  
し、再発防止を策定し、実施する。

③顛末書の提出

受託機関は、当該事案発生の経緯、原因、対応、再発防止策等について  
具体的に記載のうえ、協会支部に顛末書を提出する。

(3) 受託機関及び協会支部は、加入者の健康・生命に関わる重大な誤りに  
繋がる恐れがあるもの（要精密検査や要治療に関する通知誤り等）や  
要配慮個人情報漏洩等の重大事案については、加入者保護の観点か  
ら、より厳正かつ確実な対応を行う。

① 再発防止策が取られるまでの対応

受託機関において、安全確保の対策が取られ、協会支部が確実に業務再  
開可能であると判断できるまでの間は、当該業務の一部停止することがあ  
る。業務の一部停止について、事案判明後、協会支部は速やかに実地調査  
を行い、原因や影響範囲等を確認したうえで、過去の範囲について判断を  
行う。

なお、当該業務の一部停止により、加入者サービスの大幅な低下に繋がる  
恐れがある場合は、必要な対応を取ったうえで必要最小限の範囲で業務  
を継続させることができる。

② 実地調査の実施

協会支部は、受託機関による重大事案については、特に迅速かつ確実な  
対応が求められるため、以下のとおり実地調査を実施する。

〈1〉 暫定対策（業務の一部停止等を含む）

協会支部は、事案判明後、速やかに実施調査を実施し、関係者への対応、  
原因調査、事象解消の検討・実施等の対応方針及び業務の暫定対策につい  
て、受託機関と協議のうえ決定する。また、業務停止の範囲について、当

該実地調査の状況を踏まえ判断する。

〈2〉 事象解消及び再発防止策の検証

協会支部は、受託機関において必要な対応が取られ、その対応が確実に実行されているかについて、再度、実施調査を実施し確認を行った上で、業務を再開させることができる。

〈3〉 再発防止策の点検（中間検査）

協会支部は、受託業者等において、当該事案発生を契機として策定した再発防止策について、継続的かつ確実に実行されているか確認するため、業務の一部停止解除後、実地調査を行う。

③ 公表

協会支部は、重大な事案により業務を一部停止し、加入者サービスに影響を与える場合は、業務の一部停止をしている旨を、協会支部のホームページ等に公表することができる。

11 個人情報の保護

受託機関は、受託業務の遂行上知り得た個人情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）等関係法令のほか、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の遵守を徹底すること。

12 その他

本委託要領に定めのない事項については、その都度協会東京支部と協議のうえ決定すること。